

## 長野市営青垣公園市民プールの指定管理者による管理に関する仕様書

この仕様書は、長野市から長野市営青垣公園市民プール（以下「プール」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）による管理に関して指定管理者の業務内容等について定めるものである。

### （運営方針）

第1条 プールは、指定管理者が管理する長野市営運動場条例（以下「条例」という。）に基づき設置される施設として、特にスライダー、親水エリア（親水遊具、ジャブジャブ池）等子供が楽しみながら利用できることを配慮したものである。常に、その機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

### （注意義務）

第2条 条例及びその他関係法令を遵守するほか、長野市が別に定める長野市営青垣公園市民プール管理運営要領（以下「管理運営要領」という。）及びこの仕様書に基づき善良なる管理者の注意をもってプールの管理運営に当たるものとする。

2 指定管理者は、売店及び自動販売機の設置等を実施し、利用者へのサービス向上に努めるものとする。

### （許認可手続き）

第3条 施設設置に関する必要な諸手続きは、長野市において行うものとする。

2 施設利用に関する必要な諸手続きは、指定管理者において行うものとする。

### （利用料金の割引）

第4条 指定管理者は、利用者より長野市営運動場利用料金割引・無料申込書が提出された場合、長野市の承認を経た上で、条例第8条第7項及び指定管理者が管理する長野市営運動場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条によるほか、長野市の定める長野市営体育施設使用料の減免に関する内規により利用料金を割引、又は無料とすることができる。

### （報告）

第5条 毎月の施設の運営状況を翌月の10日までに長野市に報告するものとする。

### （維持管理）

第6条 プール並びにこれに付帯する設備の維持管理については、管理状態を良好にし、補修及び改修の必要があるときは、指定管理者からの現況報告を基に原則として長野市が次年度予算要求時に計上するものとする。なお、緊急を要するものについてはこの限りでない。

### （安全対策）

第7条 水上安全法、救急法に基づき、プール管理及び監視業務を行い、利用者の安全確保に努めることとする。

2 プール管理者はその緊急性等を考慮し、指定管理者職員を配置することとする。

上記資格認定等については下記のとおりとする。

(1) プール衛生管理者 厚生労働省が定めた「遊泳用プールの衛生基準」に基づくプール衛生管理者講習会の課程修了者

(2) 監視員（救急員） 水上安全法、救急法

(3) 危険物取扱者 消防法

(4) 防火管理者 消防法

3 特にプール施設の安全管理には万全を期し、監視業務中は遊泳者の安全を確保する責任と自負を持って任務遂行に努めなければならない。

4 常に万全を期し、万一非常事態（地震・火災）が発生したときは、第一に入場者の安全を確保するとともに早急な事態の収拾を図るものとする。

(1) 緊急時連絡体制の作成

(2) 救助訓練の実施

(3) 放送設備、無線機、電話、作動確認

(4) 消火器点検

(5) 非常口の確認

5 電気及び設備の保守及び定期点検等（法定点検を含む）の安全点検は、専門的知識を有する者あるいは関係法令に定める者により定期的に行うものとし、利用者の安全を期するものとする。

(1) 自動ドア保守点検：年2回以上

(2) ろ過機保守点検：年1回以上

(3) ボイラー保守点検：年1回以上

(4) 受水槽保守点検：年1回以上

(5) オイルポンプユニット保守点検：年1回以上

(6) 消防設備保守点検：年1回以上

(7) 給排水管保守点検：年1回以上

(8) 非常警報設備保守点検：年1回以上

(9) 高圧受電保守点検：年6回以上

(10) 噴水設備保守点検：年2回以上

(11) スライダー保守点検：年2回以上

(12) オイルタンク保守点検：年1回以上

(13) ポンプ排風機保守点検：年1回以上

(14) プール水質検査：年2回以上

(15) 建築基準法 12 条点検：3年1回

（入場の制限）

第8条 管理運営要領及びこの仕様書の中で定める制限事項に違反する者に対しては入場を拒み、また退場を命ずるものとする。

（利用状況の管理及び報告）

第9条 収受した利用券は日毎にまとめ、年度ごとに分けて1年間保管することとする。

2 利用状況を下記のとおり提出することとする。

(1) 月別利用状況

(2) 年間利用状況

（業務の再委託）

第 10 条 次に掲げる業務は、第三者に委託できるものとする。

- （１）自動ドア保守点検
- （２）ろ過機保守点検
- （３）ボイラー保守点検
- （４）受水槽保守点検
- （５）オイルポンプユニット保守点検
- （６）消防設備保守点検
- （７）給排水管保守点検
- （８）非常警報設備保守点検
- （９）高圧受電保守点検
- （１０）噴水設備保守点検
- （１１）スライダー保守点検
- （１２）オイルタンク保守点検
- （１３）ポンプ排風機保守点検
- （１４）プール水質検査
- （１５）建築基準法 12 条点検
- （１６）駐車場警備業務
- （１７）その他、プールの維持管理のため長野市が必要と認めたもの

（再委託の禁止）

第 11 条 次に掲げる業務は、第三者に委託することを禁止する。

- （１）利用料徴収業務

（資格等の受講及び視察）

第 12 条 プールの安全運営に必要な資格等を、受講できるものとする。

- （１）プール衛生管理者
- （２）救急員
- （３）防火管理者
- （４）その他、業務に必要な資格で、長野市が必要と認めたもの

（備品の購入及び管理）

第 13 条 受任業務遂行上必要となる備品類及び作業用機械類（１件３万円以上の物品等）の購入は、指定管理者からの現況報告を基に、補充の必要がある場合に、原則として長野市が次年度予算要求時に予算計上し、購入することとする。ただし、緊急を要するものについてはこの限りではない。

２ 指定管理者は、長野市より無償で借用している別紙に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）と、指定管理者の任意により購入または調達した備品（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を善良な管理を持って使用するものとする。破損等が生じた場合は速やかに長野市に報告しなければならない。

３ 備品等（Ⅰ種）の備品類及び作業用機械類に係る小規模（70 万円未満）の修繕等については、指定管理者の判断により、予算の範囲内で必要に応じて専門業者に依頼し、指定管理者が早急に対処

するものとする。ただし、予算を超える場合又は大規模な修繕を要する場合にあっては、長野市と指定管理者が協議し対処するものとする。

4 指定管理者の所有する備品をプールへ持ち込む場合は、第2項に記載した備品と容易に区別がつくように管理することとする。

5 業務遂行上必要となる備品類及び作業用機械類で、長野市と指定管理者双方が所有していない場合にあっては、指定管理者は予算の範囲内で専門業者から借用し使用することができる。

#### （消耗品の購入及び管理）

第14条 消耗品等（1件3万円未満の物品等）は、指定管理者が購入することとする。

2 指定管理者は、購入した消耗品を善良な管理を持って使用するものとする。

#### （パンフレット及び回数券等の印刷）

第15条 必要に応じてパンフレット及び回数券等を作成及び印刷するものとする。

#### （燃料の購入及び管理）

第16条 燃料の購入は、指定管理者が購入するものとする。

2 指定管理者は購入した燃料を善良な管理を持って使用するものとする。

3 燃料の取り扱いに際し、取扱者が必要なものは、指定管理者がその資格等を取得するものとする。  
なお、取得にかかる費用は指定管理者が負担するものとする。

#### （光熱水費の管理）

第17条 次に定める使用量を常に把握し、善良な管理を持って使用するものとする。

（1）電気使用量

（2）水道使用量

2 漏電、漏水等の早期発見に努め、万一発見した時には長野市と協議のうえ対処するものとする。

#### （施設の維持修繕等）

第18条 設備等に修繕を要すると判断したとき又は保守点検等で専門業者から指摘を受けた場合は、早急に長野市に報告し、指定管理者自身によって修繕若しくは予算内で必要に応じ専門業者に依頼し、早急に対処するものとする。また、予算範囲を超えるとき、または大規模な修繕等を要するときには、双方協議し対処するものとする。

#### （医薬品等の所持）

第19条 利用者のケガ等に対処するため、救急医薬品を所持し、善良な管理を持って使用するものとする。

2 ケガ人等処置台帳を作成し、対処した場合にあっては、台帳に氏名、住所、年齢、症状、ケガをした場所等を記入し、保管するものとする。

#### （通信運搬費）

第20条 事務連絡用及び緊急連絡用として、次に定めるものを所有できるものとする。

（1）FAX

- (2) 電話機
- (3) 切手
- (4) その他

(広告料)

第 21 条 必要に応じ新聞等に広告をできるものとする。

(手数料)

第 22 条 次に定める事項を専門業者に委託し、若しくは受講できるものとする。

- (1) プール水質検査
- (2) 防火管理者受講料
- (3) 水上安全法受講料
- (4) 救急安全法受講料
- (5) プール衛生管理者受講料
- (6) コインロッカー他備品類保守点検

2 新規に発生したものは、その都度追加できるものとする。

(損害保険料)

第 23 条 指定管理者は万一の場合に備え、必要に応じ保険を掛け損害等に対応するものとします。なお、必要に応じ下記の保険を掛けるものとします。指定管理者の責めに帰することができない損害等が発生した場合は、長野市の保険等に対応するものとします。

- (1) 自動車任意保険
- (2) 入場者保険
- (3) その他、長野市が特に必要と認めたもの

(監視業務)

第 24 条 第 7 条に定める安全対策を講じるとともに、次に掲げる条項により監視業務にあたるものとする。

- (1) 監視業務について
- (2) プール内注意事項

(その他)

第 25 条 この仕様書に定めのない事項で、受託業務遂行上必要となる事項については、長野市と指定管理者が協議して定めるものとする。